

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	特定動物の引取り
概 要	特定動物飼養許可を受けた者が当該特定動物を引き続き所有することができず、譲渡やその他の適正な処理ができない場合であって、それを引き取らないことにより市民の安全を損なうおそれがある場合、有償で引取ります。
根拠法令等 及び条項	大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年4月1日条例第46号） 第7条
審査基準	申請者が次のいずれかに該当すること。 ア 相続により特定動物を取得した者 イ 海外へ移住する者 ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者又はこれに準ずると市長が認める者
標準処理期間	即日（ただし、実際の引取りには特定動物の引取り・収容方法により日数を要します。）
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室
提出時期	随時
提出方法	特定動物飼養・保管変更許可申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室へ提出してください。
手数料	31,500円
相談窓口	動物愛護相談室
ホームページ	
備 考	